

資料 6

**多面的機能支払の実施について**

## 多面的機能支払の実施について

- ・ ふる・水基金の先行きは不透明
- ・ 棚田ネットワークに参加しているほとんどの棚田において中山間地域等直接支払を実施
- ・ 多面的機能支払の実施率は6割程度

### ◎中山間地域等直接支払のみ実施されている組織の皆様へ

#### ○多面的機能支払にも取り組んで棚田保全活動を継続

①草刈、泥上げ等の共同活動費を全額「多面的機能支払」

で支払っても「中山間地域等直接支払」の実績となる。

②多面的機能支払

農地維持支払：農地畦畔等の草刈り、水路の泥上げ、ワークショプ等

資源向上支払（共同活動）：農道・水路の軽微な補修、農地法面の初期補修

植栽活動、生き物調査、パンフレット・看板作成、地域住民との交流

学校との連携、外来種の駆除、農用地等を活用した環境形成活動等

資源向上支払い（長寿命化活動）：未舗装農道の舗装、水路の更新等

☆多面的機能支払（農地維持支払と資源向上支払：長寿命化活動）

の実施は、**現行の組織（農業者のみ）**で両方の制度に取り組むことが可能

※多面的機能支払（資源向上支払：共同活動）に取り組む場合は、農業者以外の地域住民、団体の参加が必要。

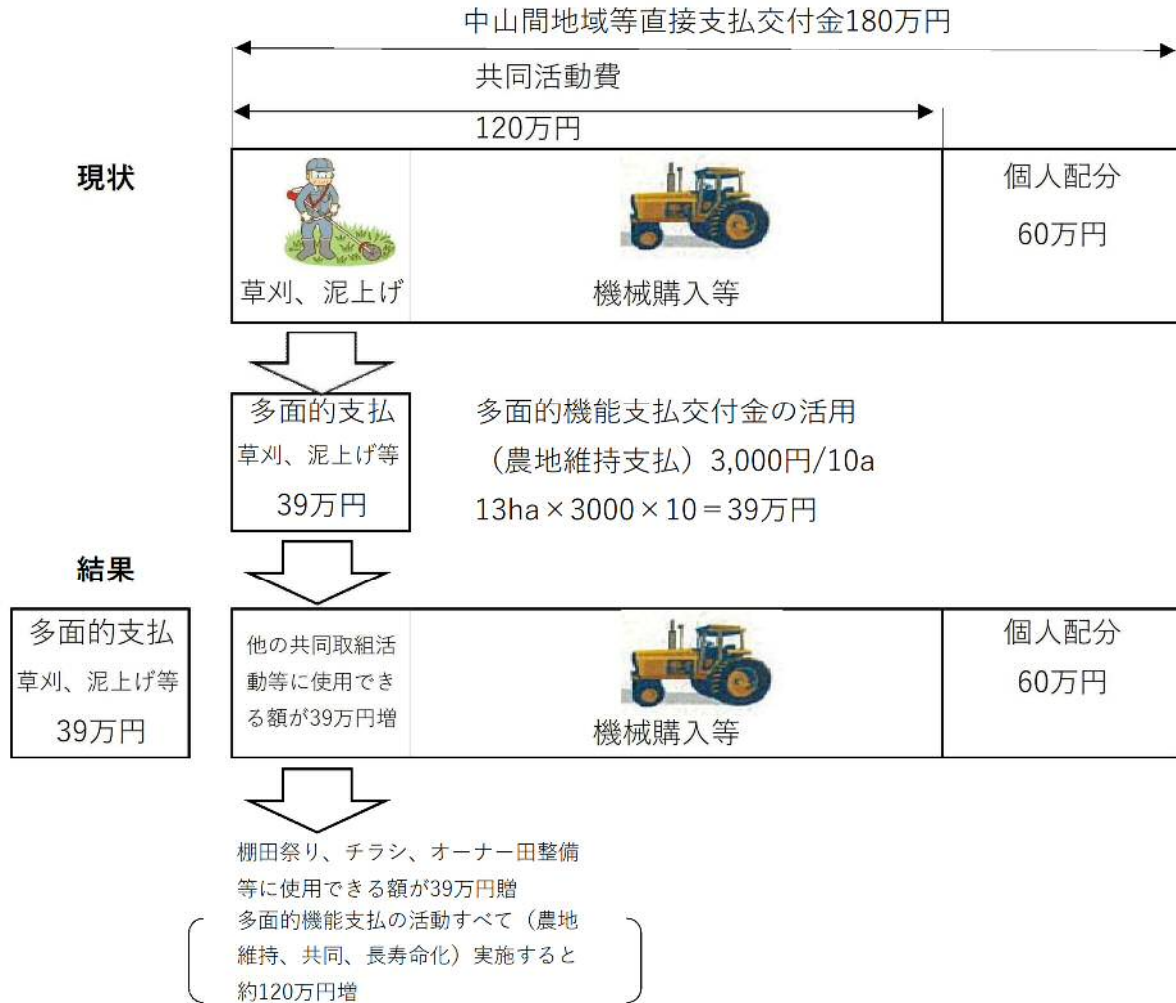
※多面的機能支払に取り組む場合は、島根農地・水・環境保全協議会（県土連内）等において支援体制を整えているので連絡をお願いします。

連絡先

所属名	担当部署	電話
島根県	農村整備課資源保全スタッフ	0852-22-6262
雲南市	農林振興部 農政課	0854-40-1051
奥出雲町	農業振興課	0854-54-2513
邑南町	農林振興課	0855-95-1116
大田市	産業振興部 農林水産課	0854-83-8088
浜田市	産業経済部 農林振興課	0855-25-9510
益田市	産業経済部 農林水産課	0856-31-0316
吉賀町	産業課	0856-79-2213
島根県農地・水・環境保全協議会 (島根県土地改良事業団体連合会 資源保全担当)		0852-32-4141

【中山間地域等直接支払のみ⇒多面的機能支払（農地維持）活用の例】

・水田13haの中山間地域等直接支払を実施



※注意事項

集落協定内での管理活動の対象施設が多面的機能支払交付金の活動計画に定める施設と同一である場合は、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第7ウ(P8)の表に例示されている行為のうち、水路、農道等の管理活動のほか、耕作放棄の防止等の活動の中から集落の実態に合った活動を二つ以上実施すること。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第7ウの表

	分 類	具体的に取り組む行為
(必須事項) 農業生産活動等	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた耕作放棄の防止、荒廃農地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
	水路、農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修(泥上げ、草刈り等)

もともと選択している項目に加えてもう1つ選択

多面的機能支払で取り組んだ場合も取り組んでいることになる